

令和2年第2回芸西村議会「定例会」議事日程

令和2年6月10日

日程第1 一般質問

招集年月日 令和2年6月10日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	欠	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

岡村興樹議員：検査（病気の経過観察）のため欠席

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	岡村 昭	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産業振興課長補佐	長崎 寛司	企画振興課長補佐	藤川 薫

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、課長級以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

【 議事の経過 】

令和2年6月10日（水）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。 1番、岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。1番の岡村俊彰です。通告に従いまして、一般質問します。3月の第1回定例会及び今定例会の冒頭に行った施政方針の中で、村長は現在の事務事業の執行状況や令和2年度の予算案などについて、その内容を説明されました。平成28年11月に村長に就任以来、これまでの村政から引き継いだ課題や、刻一刻と変化する社会情勢に応じて1期目の村政を推進してこられたと思います。早いものでその1期4年の任期も本年11月となりました。その時、私はまだ村議会議員の立場ではありませんでしたが、村長にとって初めての議会となります平成28年12月定例会での所信表明を拝見しますと、社会増を続けるために努力すること、基幹産業である農業の基盤安定、高規格道路の整備延伸に伴う商業施設の撤退回避、子育て世代や高齢者への支援の充実、教育や防災対策の充実などを上げられて、溝渕村政がスタートしました。

そこで、まず村長ご自身が1期目での3年数カ月の間に行ってきた各種の政策についてどのように総括されているのかをお伺いいたします。

○ 竹内 英樹 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。岡村俊彰議員からご質問をいただきました。まず、これまでを振り返ってどのように総括をしているのかとのお質問でありますので、お答えをさせていただきたいと思います。平成28年の11月に村長に就任をさせていただきまして、もう3年半が経過いたしました。困難な課題で悩む際には、時間が大変長く感じられることもありましたが、今改めて振り返ってみれば、あっという間と申しますか、時間がたつのは、かくも早いものかというのが今の自分の正直な気持ちでございます。この間、選挙の際に、自分が立てました政策目標に沿いながらも実際に行政運営を進めていきますと、さまざまな状況変化や新たな課題も生じ、そのようなことを整理しながら対応策を考え、日々を務めてまいりました。時には、私の未熟さゆえ、皆さまから厳しくご意見、ご指摘をいただくこともございました。また、時には温かい励ましのお言葉をかけていただくこともあり、その都度反省をし足元を見つめ直しながら歩んできたつもりでございます。こうして、たくさんのお声掛けをいただきましたことに対しまして、まずはこの場をお借りしまして心からお礼を申し上げさせていただきます。本当にありがとうございました。

では、答弁につきましては岡村議員のご質問にもございました政策目標ごとに私なりに整理をしながら述べさせていただきます。まず、社会増の継続につきましては、津野、浜浦への移住促進住宅2軒の増設によりまして計6軒となりました。また、西分乙猫谷地区への下水道等の整備促進による住宅建設戸数の増加、また整備中ではありますが、北芝団地の建て替え及び分譲宅地用地の取得整備が上げられます。実際の人口動態の直近データでは、平成29年から31年の3カ年で合計30人の社会増となっております。

次に、基幹産業である農業の基盤安定につきましては、産地パワーアップ事業での低コストハウス建設導入、またレンタルハウスについては、以前は平年ベースで3件から、多い時で5件での予算対応でありましたものを10件に拡充して連年取り組んでまいりました。結果として、令和2年度の7件でもって待機者は一旦解消される見込みとなりました。また、瓜生谷奥出パイプラインの整備や竹林伐倒への補助制度の創設などにも取り組んでまいりました。

高規格道路の整備に伴う商業施設の撤退回避につきましては、村内の主要各団体や村議会の皆さまのお力添えをいただきまして、おかげさまでサンシャイン芸西店については、村内での経営存続のご決定をいただくことができました。同店につきましては、今後も移転先の改修など課題も多くございますので、引き続き綿密に協議を継続をしてまいります。

また、子育て世代や高齢者への支援充実につきましては、地域コミュニティバス、おでかけバスの運行開始、認知症初期集中支援チームの設置、高校生までの医療費助成、児童発達支援センターを活用した療育支援の充実、児童インフルエンザ予防接種の助成などにも取り組んでまいりました。

次に、教育や防災対策の充実といたしまして、教育では、給食共同調理場の新設、就学援助費の新入学生用品費の入学前支給、クラブ活動や卒業アルバム代等支給対象品目の拡充、小中学校全教室への空調設備などを行ってまいりました。

防災では、自主防災組織への活動補助金の創設、そして県や村議会、農業関係者等を交えた和食川導流堤に関する検討会を昨年に初開催をいたしまして、現在県において打開策を検討していただいております。消防団の新基準の制服につきましては、現在5カ年計画で整備中でございます。

他にも、ふるさと納税の推進によりまして、令和元年度はおかげさまで約6億9000万円の寄付額に達し、県内第5位の実績となっております。そして、集落活動センターげいせいは、しきび部会、さとうきび部会、加工部会の設立や加工所の整備などによりまして、新たな地場製品の開発等、事業の活性化が進んでおります。

また、西分乙の保養所を大規模改修いたしまして、株式会社ON IWAに貸し出し、現在では宿泊施設として営業いただいております。他にも琴ヶ浜でのフレスコボールの開催等、新たな民間活力との融合も目を出し始めております。

以上、かいつまんで村長就任時にあげました政策目標ごとに進めてまいりました事柄についてご説明をさせていただきましたが、当然全てが順調に進んだわけではございませんで、馬ノ上地区に計画をしておりました分譲宅地用地の整備は県との事務手続き上の準備不足、調整不足等により整備地区が変更となりましたし、和食ダムや導流堤問題等積年の課題につきましては、必ずしも当初の予定どおりの進捗にはなっていないというのがありますのも、これは現実でございます。そうしまして、ここで説明できなかった他の分野も含めまして、それぞれの項目で多くの方々のお力添えを得ながら一定の成果を出してこれたものもあれば、軌道に乗せるためには少し時間が足りなかったと思う継続的な課題も多く残っているというのが、現時点での総括的な認識でございます。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

1番、岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

1番の岡村俊彰です。再質問します。先ほど、村長からはこれまでの村政運営についての総括があり、先日、6月1日に開催された選挙管理委員会で、村長選挙は10月20日告示、25日の投開票と決まりました。これから当村では、少子高齢化の進行や高規格道路の整備、和食ダムの早期完成、和食川河口水門の砂詰まりによる浸水問題などによりまして、村を取り巻く課題はますます複雑多様化してくると思います。さらには、今年に入り新型コロナウイルスの感染が全国に広がり、多くの感染者が出て、健康と経済の両面において深刻な被害が続いています。幸いにも、現在のところ、高知県では4月28日以降感染者は報告されておらず、このままの終息を願うところですが、まだまだ安心はできず、村民は感染の第2波を心配していると思います。今後、起こることが懸念される第2波への対応を含め、村長の2期目に向けた抱負と決意表明を村民を代表してお伺いいたします。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

はい、岡村俊彰議員から2期目に向けた抱負と決意についてというテーマで再質問をいただきました。まず、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、今議会の行政報告でも申し上げましたが、第1波が落ち着いてはいるものの、ワクチン開発に1年から2年かかると言われている中で、根本的な終息の目途が立たない状況であります。議員もご承知のとおり、芸西村におきましても、それぞれの分野、特に花卉農家は、ブライダル業界やイベント等の自粛によりまして甚大なダメージを被っております。過去のスペイン風邪流行の際にも第2波が、第1波よりはるかに深刻であったとの事実もありますので、第1波が落ち着いたとみられる今、国においては第2波への備えをするための方向性を強力に、そして迅速に打ち出してください、県・市町村がそれにしっかりと連携をした対応を取っていくことが、極めて重要であると考えております。また、こうした現状におきましては、当面元の日常に戻ることは困難ではないかというふうに考えております。例えば、花卉農家を例に取れば、ブライダルやイベント、各種式典などにおきまして、3密の回避はもちろんのこと、さまざまな新たな制約が生まれて、新しい生活様式の確立がこれから先、進んでまいりますと、花卉類の消費量が大きく減少することが危惧をされるわけです。言い方を変えましたら、消費者側のマーケットが縮む社会がやってくるというふうに思われますので、例えば、今までなかった場面で花卉類を使っていたような新たな販路の開拓なども必要になってくるというふうに思っております。マーケットの変化というのは、飲食業や宿泊業など多くの業態にも共通しておりますので、私たちが長年頭の中に持ってきました常識、そして物差しというものを入れ替えて、新しい思考でこれからの事業展開を考えていかねばならないかなというふうに考えております。このことにつきましては、特に県のリーダーであります濱田知事にも、一緒に方向性を考えていただくよう要請をするつもりでありまして、知事は現在、各市町村長との意見交換を進めており、明日の議会閉会直後に濱田知事が村長室に来ていただけることになっておりますので、意見交換と今後の協力体制などにつきましてもしっかりと確認をさせていただきたいというふうに考えております。また、午後にはロイヤルホテルの澤支配人と、今後のホテル経営の具体的な方向性などについて意見交換をする予定でございます。長くなりましたが、いずれにせよワクチンや治療方法が確立されるまで、関係機関と情報共有をしながら、緊張感を持って取り組んでまいります。

次に、ご指摘のありました和食ダムは、節理面への対策が急務となり6年ほど工期が延び、現在現場では懸命の掘削作業が行われております。これも、安全に工事を進めながらも1日も早く完成するように、県と協議を続けてまいります。また、導流堤の排水問題ですが、これまで村が何十年も苦しんでまいりました最重要課題の一つでありますので、今後も県などとの協議を、それこそ膝詰めで行いながら、何としても排水機能を確実に向上させるような対策を導き出していきたいというふうに考えております。

そして、基幹産業である農業ですが、芸西村の反当りの農業の生産額は、現在、県下全市町村の中で2位を大きく引き離して断トツの1位を誇っております。これも、農業に携わる皆さまの日々の研鑽とご努力の賜物に他なりません。こうした地位をより確固たるものにするために、ニーズに応じたさまざま補助メニューを積極的に活用してまいります。

他にも、教育施設など老朽化する施設の更新や高規格道路延伸後の商業施設の存続や住環境の整備など、子どもから高齢者までが住みやすさを実感できるような村づくりをどう進めるかなど、また、今回ご説明できませでした他の分野も含めまして、まだまだ皆さまのお力添えをいただかなければならない、歩みを止めはならない重要施策が山積しております。しかしながら、行政運営を進める中で、改めて痛切に感じますことは、一朝一夕、1年や2年ではなかなか結果として、形となって表れない課題も多いということではないかと感じております。また、当然のことではありますけれども、物事は全員が賛成といった事案はございませんので、日々関係の皆さま方の声に耳を傾け、丁寧にご理解を求めながら、地道な努力を積み重ねてこそ、初めて一定の結果が見えてくるものと強く信じております。私自身、地方行政職に奉職以来40年近くになりました。この間、私なりに培ってまいりました経験値と、国や県の幹部職員との間に築いてまいりました人的ネットワークを総動員して、1期目に手掛けました各種施策の継続充実と先ほど申し上げました多くの重要課題に立ち向かい、2期目において一定の道筋をつけていくのが今の私に課せられた大きな責務であると考えております。もし、お許しがいただけるのであれば、皆さまのご理解とご協力を得て、そして職

員と一丸となって村民一人一人が芸西村民であることに誇りを持てる、そうした村づくりに全精力を傾けてまいりたいと決意しております。言葉が整いませんけれども、このことを強く申し述べさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○ 竹内 英樹 議長
4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

4番、仙頭です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。私は前回の定例会で、ふるさと納税の会計年度任用職員の質疑をしました。それに対して、溝渕村長は「年末の担当部署では想定以上の業務に追われ、大変多忙な業務実態であったということは事実だ。新年度当初予算についても、所管課とのヒアリングを経て、過大見積もりとならないように必要最低限の予算は計上してある。ふるさと納税制度の運用については、常に見直しや議論があることを踏まえ、担当職員を増大させてまで、あるいは年末年始に忙殺されて職員の肉体的、精神的な健康を害してまで1円でも寄附を募るというふうな考え方は必ず良しとしない。それを念頭に制度を生かした村のPRは力を入れたいが、業務体制、業務量については今後とも検討を加えたい。」という答弁をいただきました。再々質問だったため、それ以上の答弁はしていただけませんでした。ふるさと納税を増やしていきたいのか、減ってもいいのか、現状維持なのか、どっちなのという疑問が残りました。村長は、ふるさと納税をどのようにお考えなのかを改めてお聞きします。所管課とヒアリングをした上で、過大見積もりとならないように、必要最低限の予算計上はしてあるという答弁でしたが、寄附額は前年度よりも1億円近く伸びているにも関わらず、予算の内容は前年度と大して変わった予算を組まれていません。また、想定以上の業務に追われ、多忙な業務実態があったのなら、なぜそれに対応した予算を組まなかったのでしょうか。職員の肉体的、精神的健康を考えるなら、当初予算で増員できる予算を組むべきではないのでしょうか。現在のままだと、今年度も所管課が多忙な実務になり機能しにくくなる事態に陥るのではないのでしょうか。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

おはようございます。仙頭議員のご質問に担当課より、ふるさと納税の状況、対応についてお答えをさせていただきたいと思います。昨年のふるさと納税は、6月に新制度に移行し、認可を得られなかった4自治体に集中していた寄附が全国の市町村に分散する形となった影響と、高額な返礼品が対象から除外されたことで、寄附額が少額で件数が増加した影響により、年末の繁忙期に特定の返礼品に寄附が集中し、年末年始の事務量が膨大となり対応に追われた経緯があります。財政収入という観点からみれば、寄附額が増えれば増えるほど、村の財源が潤うということになります。しかしながら、その反面で、返礼品費や送料に係る費用、受付処理に係る人件費など、多くの経費と事務量も同時に増加することになります。これらの寄附金と経費を相殺して残った部分が、実際に村に残ることになります。昨年の6月の制度改正により、これら経費は寄附額の5割以下に規制されました。このことにより、寄附金募集に係るコストも厳正に管理してゆく必要が出てまいります。当然、職員が対応できない部分は、外部委託等、新たな経費が発生することになります。制度改正により可能となった他市町村との協定による返礼品は、商品としての魅力があり人気がありますが、調達費の支払いが村外に流れ、村内事業者の活性化に直接つながらないことが挙げられます。反面、村内から提供される返礼品は、商品として提供可能な数に限りがあるものの、直接地域への還元が可能となります。単に、寄附額の多寡にとられることなく、本来のふるさと納税制度の趣旨に沿った運用を行ってまいりたいと考えております。

今年のふるさと納税の状況は、少額化かつ件数増加で推移しておりますが、見通しは依然不透明な状況にあります。業務の軽減策については、年末年始の休みも取れないような事態とならないよう、職員の健康にも十分配慮し、昨年対応に苦慮したワンストップ特例手続きの効率化や、年末の繁忙期の事務処理方法等について関係機関とも協議を行い、より良い対応を図ってゆくとともに、収納状況にも常に注意を払ってまい

りたいと考えております。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは、ふるさと納税制度についてご質問をいただきました。まず、「職員が健康を害してまで少しでも寄附を募るという考え方は、必ずしも良しとしていない」という私の発言が、制度の推進を否定しているかのように解釈されたということであれば、私の意とするところではなく、私の答弁が言葉足らずであったということになりますので、誠に申し訳なく思っております。多少、そのことの補足的にはなりますけれども、発言についてのご説明をさせていただきます。まず、議会冒頭でも申し上げましたとおり、昨年度は全国から約6億9000万円のご寄附を頂きまして、おかげさまで県内第5位の実績となっております。このことは、担当職員の頑張りはもちろんのこと、全ての関係の皆さま方のご協力の賜物であり、心から感謝を申し上げたいと思います。この制度につきましても、国と一部地方公共団体との間で係争中の部分もありまして、また、初期の制度設計における本来の趣旨が損なわれて、仲介する民間業者を巻き込んだ返礼品競争へと流れが変わりつつある実態もありますので、今後の議論の方向性を注視をしているところでございます。その中で、平成31年3月の総務省調査によりますと、公務員の過労死を含みます公務災害として認定された事案が、全国で数百件確認をされておりますので、働き方改革等によるその防止対策も求められております現状から、大みそかも、そして元日も深夜まで勤務を強いられる体制について、本村においても改善点があったのではないかとといった反省点もありまして、前回の発言をさせていただいたものでございまして、制度のルールに乗っ取って、今後も芸西村を精一杯、積極的にPRして応援をして下さる方を1人でも増やしていきたいという思いは、従来から全く変わっておりませんので、ご理解をよろしく願いをいたします。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
4番、仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質問をします。私は、現状、庁内でふるさと納税の事業を円滑に行うには、人員を増やすことが必要不可欠だと思います。例えば、各課を超えたチームふるさと納税をつくるとか、そういうことなんですけど、それが無理な場合は委託するべきだと思います。実際、隣の香南市は、観光協会に委託しています。何かしらの施策を行えば、現状を抱えている多忙な業務等の問題は解決するものと思います。しかし、そもそも根本的な問題は、事業の窓口が企画振興課で出口が総務課ということが、問題であると思います。今の担当課、担当職員の努力もあり、7億円に迫る当村の予算の約6分の1を占める一大事業になっています。事業の内容からしても、総務課が管理運営すべき事業ではないでしょうか。執行部がよく言われる貴重な一般財源を増やすには、ふるさと納税が一番勝負が早いのではないかと思います。当村の税収は、ゴルフ場利用税、入湯税、たばこ税などありますが、コロナウイルス感染症の影響でどれも増加が見込めないご時世です。毎年一般財源から多額の繰入金をしている国民健康保険もあります。県からの指導もあり、繰入基金は減していかなければならないかもしれませんが、ふるさと納税があることで、村民の増税緩和にもつなげていけるのではないのでしょうか。村長は答弁で、ふるさと納税制度の運用については、常に見直しや議論があると言われていましたが、ふるさと納税の見直しはどのようにお考えでしょうか。国が掲げているふるさと納税の基本理念は、地方創生です。地方創生という考えがなくならない限り、ふるさと納税は形や名前を変えながらも、続いていくと思います。続けて有るうちは続けて、駄目になりそうなら縮小すれば良いだけの話だと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員から再質問がございましたのでお答えをさせていただきます。ふるさと納税制度の今後の行く末が不透明でありますのは、最初に申し上げましたので、非常にここは複雑な部分でありまして、私がこうなっていくだろうというふうなところはちょっとお答えしにくいというふうなところが正直なところでございますので、国などにおけます議論を今後も注視をしてまいりたいというふうと考えております。

また、一方でこの分野に限りませず、市町村の全般的な業務量というのは、年々議員ご指摘のとおり増加傾向にもございまして、職員の適正配置につきましては、行政サービスの維持と組織機能の効率化と強化を同時に図っていく必要がありますので、定員管理計画に基づきまして、中・長期的な視点に立った、行政全体の定員の適正化を判断してゆく必要があるというふうと考えております。

また、ご指摘のふるさと納税の分野におきましては、本村では安定的に多額の寄附を集めることのできるいわゆる目玉と言いますか、定番の返礼品がない中で日々努力を重ねているわけですが、準備した返礼品がマスクなどの取り扱い、影響などによりまして、何をきっかけに爆発的に注目が集まるか見当もつかない側面もございまして、逆に注目をされると予想して、体制を強化していたとしましても、納税者の反応がなければ、全く注目されず、このため業務はほとんど発生をしないと、業務もないまま人件費だけを流出させてしまうということになりかねない危険性もはらんでおります。こうなりますと、ふるさと納税に対応する一時的な会計年度任用職員等の採用も寄附に係る経費として計上されることとなりますので、経費率5割の障壁となってくることも考慮していかなければならないというわけでございます。加えて、今年のふるさと納税制度の見通しは、新型コロナウイルスの感染拡大が経済に非常に影響を与えるということもございまして、大きな状況変化も出てくると予想されますので、体制整備につきましては、議員ご指摘のように、例えば、外部委託も含めまして職員の健康維持を念頭に、しかもその制度を利用して、少しでも芸西村をPRするということには力を入れたいと思いますので、そのことについて、今後の寄附の動向を注視をしながら、ちょっと研究をしていきたいというふうと考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

5番、宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 君

5番宮崎です。通告に従いまして野良猫対策について質問をします。有名な小説の一説に「吾輩は猫である。まだ名前はない」とあるように名前のない猫のほとんどは飼い猫以外の野良猫であります。猫には、管理された飼い猫と野良猫、また人間と生活圏を共有していない自由奔放に行動できる野猫に分類されます。ACジャパンでは、さだまさし作詞作曲の「にゃんぱく宣言」で猫の適切な飼育をうたっていますが、果たして宣言どおりに正しく管理されている猫は限られた数だと思われまます。また、その他の猫はどれぐらいの数か計り知ることができません。

平成29年より、当村の猫不妊手術補助金交付要綱を活用した申請件数は、飼い猫そして飼い主のいない猫、また野良猫は何匹でしょうか。

また、近年、車のボンネットに爪痕により無数の傷がついたとか、庭に糞尿をされ臭いとか、猫の苦情をよく耳にいたします。現在社会では、以前と違い動物愛護の意識が高まり安易な処分など実施されておりますが、迷惑を被る人にとって声高に対応を求めても何もできないのが現状であります。野良猫の増殖により衛生や環境面など広範囲にわたり住民に迷惑が及んでおります。不必要な繁殖及び増加を抑制するためにも、雄猫の去勢手術に対しても補助金を出すべきではないでしょうか。

県は、トリアージで示す赤・黒以外は原則として、猫などの引き取りや収容を拒否しています。そのために、苦情を申し立てられても村としては何もできないでは、迷惑を被る住民は失望するしかありません。「受け付けない。受け取らない。」では何らの解決にもなりません。特に子猫は、保護もせずに放置しておけば、すぐに赤・黒にすぐになってしまい愛護の精神に外れるのではないのでしょうか。かわいそうな命を救うために手を差し伸べた善意の方に、持ち込み者の責任とするのはあまりにも酷と思われまます。こういった子猫を増加させないためにも、せめて住民によって捕獲された野良猫の不妊・去勢手術を行政が実施すべきではないでしょうか。

さらに、野生動物にはいろんな感染症を引き起こす菌を保持しています。近寄らない、触らないが一番で

ありますが、幼い子どもたちは、かわいらしさのあまりついつい手に触れてしまいます。また、菌は動物の糞尿にも含まれており、知らず知らずのうちに触れる可能性があります。特に猫は、砂場などの場所で糞尿をして自己の縄張りのためのマーキングをいたします。学校などにある砂場もその可能性が大きいですが、感染予防のための施策はどのように実施しているかお尋ねします。

○ 竹内 英樹 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

宮崎議員のご質問につきまして、野良猫への対応状況について担当課よりお答えをいたします。芸西村の猫不妊手術への補助制度は、雌猫への不妊手術費用の助成となっております。補助額は1匹当たり5000円で、金額は飼い猫と飼い主のいない猫とも同額となっております。これまで補助した猫の数につきましては、平成29年度が12匹、平成30年度が27匹、令和元年度が20匹となっております。3年間の合計は59匹となっております。飼い猫と飼い猫以外の内訳につきましては、3年間の合計で飼い猫が28匹、飼い猫以外が31匹となっております。また、雌猫への不妊手術費用の助成は、県にも補助制度がありまして、申請手続きは別に必要となりますが、同一の手術に対して、県補助金と村補助金の両方の補助を受けることが可能となっております。

ご質問にあります雄猫の去勢手術への補助ですが、県の補助対象も雌猫のみで、雄猫を追加する予定もないとのことですが、県内の自治体の中には、雄猫の去勢手術についても補助を行っている所もあるようですので、詳しい状況も確認して、今後検討してみたいと考えております。

飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の被害につきましては、村内でも糞尿被害や鳴き声、ごみの食い散らかしなど苦情が多数寄せられておりまして、捕獲の要請などもあります。また、飼い猫であっても屋外で飼っている場合には自由に移動しますので近所に迷惑を掛けているケースもお聞きしています。

しかし、一方では動物愛護に関する意識が年々高まっていることや、野良犬と違って法令に基づく捕獲ができないことから、県におきましても原則成猫の引き取り・収容を行っていない状況であります。子猫につきましても、生まれた直後のごく限られたやむを得ない場合の保護であり、引き取りできないと考えていただいた方がよい状況となっております。

議員ご提案の行政が住民によって捕獲された猫の不妊手術を実施してはどうかというご質問に関しまして、行政主体で猫対策を進めるには限界があり、地域住民の活動を行政が支援するということになるのではないかと考えております。また、村内では屋外で飼われている猫も多い状況であり、行政が住民によって捕獲された猫の不妊手術を行うとなると、近所の猫を安易に捕獲して持ち込むことなども考えられ住民間や行政とのトラブルになることも懸念されます。

対応策の一例といたしましては、県の猫の不妊手術助成事業の特別枠として、野良猫が多く見られる特定エリアを対象にして、市町村、ボランティア、地域住民などが協働で実施する集中的不妊手術枠が用意されております。この事業の活用の一つですが、活動の主体は、あくまでも地域住民であり、地域住民間での問題意識の共有や、ボランティアの確保など問題解決に向けた踏み込んだ対応が必要になります。

猫問題は、猫が好きな人と嫌いな人、かわいがるといふ認識で無責任にエサを与えている人などさまざまな人がいるため、住民意識に大きな違いがあり解決が難しい問題であります。また、愛護動物であり殺処分等ができないことから、問題の解決には長期的な取り組みを継続していくことが必要であると考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

宮崎議員の教育関連施設の砂場での動物由来感染症防止対策についての質問にお答えいたします。まず、教育関連施設の砂場の設置数でございますが、保育所は中庭に1カ所、幼稚園は園庭西側に1カ所、小学校は中庭に1カ所とグラウンド南に体育などで使用する砂場が1カ所、憩ヶ丘陸上競技場に競技で使用する砂

場が2カ所ございます。

砂場は、子どもの発達を促してくれる場所である一方、議員もおっしゃいましたが動物が排せつをしやすい場所でもあります。そのため、保育所、幼稚園、小学校では、毎年砂場の砂の入れ替えを行っております。また、砂を入れ替えた後もですね、保育所では月2回程度消毒をしております。幼稚園、小学校、陸上競技場でも、毎月1回は消毒をするようにしております、保育所・幼稚園では使用后シートで覆うようにしております。

現在ですね、砂場の使用によります動物由来性感染症の報告でありますとか、砂場に糞があったという報告は受けておりませんが、今後、動物の糞があった場合には、速やかに取り除きまして砂場の消毒、また使用後の手洗いの徹底を行うようにしております。また、砂場だけでなくですね、やっぱり泥んこ遊びなどをした外で遊んだ場合にも、手洗いの徹底ということで感染リスクを低下させることを周知してまいりたいと考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
5番、宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 君

再質問をさせていただきます。見かける猫の数からしてですね、申請数が多いようには思いません。不妊手術代は、雌猫が約5万円、オス猫が約1万円必要で、補助金が雌猫に対して5000円となっております。要綱には、雄猫に対する補助がありませんが、全ての飼い猫が雌ばかりではありません。雄猫がいてこそ雌猫が妊娠するわけですので、私は雄猫の去勢手術に対しても補助金をしっかりと出すべきだと思います。

また、飼い猫は飼い主が治療費を支払いますが、野良猫は捕獲者が責任を負わなければなりません。何匹いるか分からない野良猫に多額の治療費を払ってくれる人がいれば別ですが、多くの方々にはそのような金銭的な余裕は待ち合わせていないと思います。

2045年問題では、何の対策もしなければ当村の人口は半減すると言われております。反対に、野良猫対策は、今のうちにしっかりと実施しておかないと、人口より猫のほうが多くなる恐れがあります。車が走れば猫を敷く、猫を避けるために交通事故を起こす、そんな時代が到来すれば私は行政の責任も問われると思いますがいかがでしょうか。

○ 竹内 英樹 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

宮崎議員の再質問にお答えをいたします。手術費用につきまして、先ほど議員のほうから5万円程度かかるんじゃないかという話がありました、申請に来られる方の領収書で見ますと、雌猫の手術で大体2万円少し超えるぐらいじゃないかなということは感じております。補助制度につきましては、村のほうは5000円で、県のほうが6000円の補助があります。それは飼い猫の場合。それから、飼い猫以外の場合については、県のほうは1万円の補助がありまして、合わせて1万5000円ぐらいの補助はあります。ただ、それで残る部分については自己負担になりますので、やっぱり野良猫の世話をさせていただいている方については、大きな負担になるということを感じております。

それから、先ほどの第1回目の答弁でも話しましたが、雄猫の手術につきましても、今後検討したいと思っております。それから、飼い猫以外の金額についても、また他の所も参考にさせていただいて検討していきたいと思っております。担当課よりは以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

宮崎議員からの再質問にお答えをさせていただきます。先ほど内容的なことにつきましては担当課長から

お答えをさせていただいたとおりでございます。野良猫に関する問題は、全国的な問題でございますけれども、動物の愛護及び管理に関する法律の規定の中でも、屋外ではつないで飼うことを義務付けられている犬と違いまして、大変、直接的な対応が難しい問題でございます。

県におきましても、動物愛護意識の向上、遺棄、虐待をしない・させない社会づくりの実現として「殺処分ゼロを目指す」取り組みを進めているところであります。

また、県から村のほうへの対応についてのアドバイスを私のほうからお伺いをしましても、先ほど課長から答弁ありましたけれども、行政主体で猫対策を行うことは、なかなかマンパワーとか財政的にも困難な部分がありまして、問題解決には原則的には地域住民が主体となって対応し、行政がそれをサポートするということが基本的なスタンスであるというふうなご回答でございます。あまり村に対する具体的な指示として頂けていないのが現状でございます。とはいえ、猫は状況によっては年に数回出産をするようですので、まず、野良猫がこれ以上増えない取り組みを住民と村とが協力して共に考えていくこと、これは今後必要でありますので、個別事案などにつきまして、またご相談いただきましたら解決策につきまして協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、補助金につきましては、実際はあまり手厚い補助制度などを村だけで仮に行いますと、他の市町村の知人の猫の手術費用を自分の飼い猫として申請をして補助金をもらってあげるといったような事例が、実際に発生をしているというふうに伺っておりますので、こうなりますと他市町村との制度のバランスも考慮して考えていく必要もあるかなというふうに思っております。

いずれにしまして、全国的にも、地域と猫が共生する「地域猫」活動、これが推奨されまして、県内の先進地でもその取り組みが進められております。村内でも、この取り組みを各地区で進めることができないかどうか、こういうことも含めまして、村民と村が一体となった対策を検討していきたいというふうに考えております。

また、合わせまして不妊手術の補助内容の検討や、猫を飼っている方の意識の向上を図るための啓発活動など地道な活動につきましても引き続き継続をして進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長
5番、宮崎義明君。

○ 宮崎 義明 君

再々質問をさせていただきます。動物愛護法の条文を読み取るとは非常に難しいものがございます。法で愛護を唱えながらも、その一方で愛護動物の保護は拒否できるというふうにも書いてあります。日本国憲法第3章に「国民の権利及び義務」が定められていますが、国民を動物に置き換えたものが動物愛護法に結びついております。

人間社会では、法律やルールを守り庭先での花いじりや畑での菜園づくりなどほんの些細なことに至福を感じる方々がおいでになります。その方々の権利は、今や管理者のいない動物に侵害されている状況です。ただ、行政が条例や法によって身動きができない状況に置かれているのは理解できますが、こういった状況が住民の行政離れの一因にもなっているのではないのでしょうか。野良猫対策は、地域に生息する野良猫の数をゼロにすることにあり、単に住民のモラルに訴えても効果は表れないと思います。高知県佐川町環境美化条例には、飼い主の遵守事項として罰則付きの条例が制定されておりますが、当村も一度検討してはいかがでしょうかと思います。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

宮崎議員の再々質問にお答えをさせていただきます。動物愛護法の解釈につきましては、私も同感な部分がございます。愛護という観点からしましたら、幾分、条文上のバランスに欠けているというふうな部分があるというふうにも私も感じております。ご答弁につきましては、先ほど私も答弁させていただきました

ので、先進自治体の例も勉強させていただきたいというふうには考えております。そして、何らかの解決策が導き出せるように、また、住民の皆さまとも意見交換をさせていただきながら、ちょっと勉強する時間を頂きたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長

暫時、休憩します。

〔休憩 9:50〕

○ 竹内 英樹 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔再開 10:00〕

6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

6番、安芸友幸です。通告書に従いまして、教育長と村長にお聞きします。突然の新型コロナウイルス感染症の拡大で、かつてない恐怖と混乱の日々が続いています。この間、職員の皆さんは住民の健康や生活を守るため、そして経済面のダメージの防止や子育て、教育面での対策などご苦労が多かったことと思います。最近、少し落ち着きが見られますが、まだまだ安心はできません。住民が、安全・安心・健康に暮らせるよう今後もコロナ対策の推進をお願いしたいと思い、2点質問いたします。まず、教育長に子どもの学びの保障をどのように進めるか質問します。新型コロナウイルス感染防止を目的とした長期休業は子どもたちの体力、学力だけでなく、心にも影響を与えたと思います。全国的な保護者へのアンケートでは、長期休業中による子どもの変化では、1位がメディアの利用増加、次いで生活が不規則、体力低下、心が不安定などとなっています。当村の子どもたちは、家ででの生活をどのように過ごしていたのでしょうか。また、長期休校が子どもの学びにどのような影響を与えたのでしょうか。他の地域ではオンライン学習や分散登校などで学習している様子も知りましたが、当村の学校ではどのような指導や対応がなされたのでしょうか。そして、長期休校による子どものストレスについて教育長はどのように把握しているかお聞きします。

次に、学校再開後について質問します。5月11日から学校が再開して、ちょうど1カ月が過ぎました。まず、生活や健康面で特にどのような指導が、子どもたちを見て必要でしょうか。例えば、生活習慣の乱れで通常の生活に戻りにくい子どもはいないか、不登校、体力低下、学習意欲の減退など、どのような指導の必要性を感じて指導しているかということをお聞きしたいと思います。

次に、長期休校による学習の遅れをどう取り返すかをお聞きします。1年の締めくくりに突然の休校が始まりましたが、教え残しはなかったのでしょうか。また、授業時間の確保をどうするかをお聞きします。

最後に、今後学校での感染防止対策について質問します。第2、第3波が心配される中、マスク、消毒液などは十分でしょうか。感染防止対策もお聞きしたいと思います。マスク着用は定着してきましたが、夏の暑さでマスクによる熱中症の心配も出てきていますが、日々刻々と状況が変わる中で、子どもの健康のために早めの対策が大切だと思いますので、ぜひまた対策を検討して実施していただきたいと思います。

次に、村長に新型コロナウイルス感染症への今後の対策について質問します。1点目は懸念される第2波に向け今回の経験をどう生かすか、村長の考えをお聞きします。

2点目は、村の感染拡大防止対策として、マスク、消毒液、その他必要な物の備蓄は大丈夫でしょうか。5月6日の新聞に、芸西村マスク備蓄0と出ていました。村内外から驚きと怒り、不安を訴える強い声を多く聞きましたが、村長にはこれらの声は届きましたでしょうか。このマスクの件は、数回担当の課長に聞きましたが、4月の中旬に1000枚、5月初めに1000枚、合計2000枚の備蓄があったということでした。ただ、そもそも1月1日時点の調査を4ヶ月後も後に出すなら、確認して出してほしいと住民は新聞と行政への複雑な思いを持ちました。けれども、現在はあの記事で、今後想定されるコロナ第2波や南海トラフ地震への意識や危機感を強めさせてくれたと思っています。また、新聞記事では地域によっては、今後マスク1人10枚とか、7日分は確保したいと言っておりますが、村長は村のマスクの備蓄数はどれくらいを目指していますか。備蓄については、もちろん個人で備えることが基本です。しかし、独居高齢者、ふれあいセンター、困っている人に村として援助もしてほしいと思います。村長の答弁を通し、村民に安心してほしくて質問しました。よろしくお祈りします。

○ 竹内 英樹 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安芸友議員の子どもたちの学びの保障をどう進めるかとの質問で2点いただいておりますので、お答えいたします。まず1点目の長期休業中のことですが、家庭でどのように過ごしていたかということですが、子どもたちは、学校からの学習課題を行ったり、読書、散歩、家庭の手伝いなどをして過ごしていたようです。中にはですね、議員の言われたようにゲームをし過ぎたり、テレビを見過ぎたりした子もいたようです。

休業中の学校の対応としましては、当村の学校のほうでは、オンライン学習であるとか分散登校は行いませんでしたが、プリントやドリルなどを配布しまして、メールサービスやホームページを利用して、県から配信されました家庭学習支援動画配信サービスの紹介も行いました。また、家庭に連絡を行った時には、体調などの健康確認とともに、家庭学習の進捗なども確認しまして、ご家庭への協力もお願いをしております。

子どものストレスにつきましては、学校での聞き取りの中でございますが、特に強い意見はなかったようですが、子どもなりにストレスは感じていたのではないかと思います。

2点目の学校再開後のことですが、生活・健康面でどのような指導が必要かとのことですが、臨時休業中は、起床時間や就寝時間が普段より遅いなど、規則正しい生活が少し乱れた子どももいたようですが、学校再開後には臨時休業の影響で欠席や遅刻が増加したという報告は受けておりません。

健康面での指導という点では、机や手すりなどの消毒、毎朝の検温の実施や学校でのマスクの着用。教室でもできるだけ3密を避けるように机を離して、換気の徹底や手洗いの推奨など感染予防対策を行っております。また、小学校では免疫力を下げないように楽しい体験機会を増やし、中学校ではコロナ感染者や医療従事者に対する差別意識や誹謗中傷について、日本赤十字社が配信しております資料を活用しまして未然防止学習として全学年で行っております。

休業による学習の遅れにつきましては、前年度の休業分は既に履修済みでございまして、本年度の分につきましては夏季休業日を短縮し7月31日まで授業を行うことで、授業時数が確保でき、休業分は取り戻せる見込みとなっております。

マスクや消毒液は十分かとのことですが、現在、学校には在庫もございまして、使ったら補充していくとしておりますので、今のところ問題はございません。

あと、教室での熱中症対策でございますが、エアコンを今日あたりもじめじめしているのをつけていると思いますが、その時は窓を透かして、休み時間はかっぱり透かして空気を入れ換えるということの対応をしております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

私のほうからは、安芸友議員の新型コロナウイルス感染症についての質問についてお答えをさせていただきます。まず、1点目懸念される第2波に向けての対応ですが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の対策では、皆さま一人一人が家庭や職場、学校などそれぞれの立場に関心を持ち、テレビや新聞、ラジオなどの情報から、感染予防に取り組んでいただいた結果が、現在の状況になっているというふうに思います。

今後、懸念される第2波に向けた具体的な取り組みとしては、現在発表されています「新しい生活様式」や「人との距離を空ける」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」や「3密を避ける」ということをこれまでどおり一人一人が引き続き行っていくということになるかと思っております。

高知県においても、新規感染者数や病床稼働率に応じたステージごとの対応目安を設定し、それぞれのステージごとに対応方針を定めており、感染拡大傾向があると判断された場合には、国や県から対策等が示されると思いますので、村としても、これらに基づいた広報活動等を積極的に行い、皆さまのご理解とご協力での感染拡大防止に努めていきたいというふうに考えています。

2点目の感染防止対策、マスク・消毒液・その他は十分かというご質問ですが、マスク等の備蓄については、災害時の避難所用として現在2000枚を確保しております。消毒用薬剤についても、180リットルを備蓄しております。また、今年度中には、大人用マスク4万枚、子ども用マスク1万枚、その他ビニール手袋、トイレットペーパー、体温計、フェイスガード、防護服などを買い足していく予定としております。

備蓄として十分と考えるかということにつきましては、マスクについて、村民の皆さん一人一人に配るということになれば、何枚あっても十分とは言えませんが、あくまで避難所での感染予防という点では、避難者数の最大収容人員1800人の約28日分となりますので、その分は確保していきたいというふうに考えております。

しかしながら、今回のような緊急事態の際には役場の対応だけではどうしても限界がありますので、日頃から各家庭や事業所にもマスクや消毒液などの備蓄をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安芸友議員のほうからご質問をいただきました。まず、マスクの備蓄につきましては、先頃の報道によりまして、村民の皆さまには大変なご不安と、ご心配をお掛けすることとなりました。この点につきましては、この場をお借りしまして深くお詫びを申し上げたいと思います。なお、今後のマスク等の備蓄等につきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、十分な量の確保を備蓄として進めてまいりたいというふうに考えておりますので、再びこのようなご不安をお掛けしたり、お叱りを受けたりすることがないように努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それから、新型コロナウイルス感染症につきましては、議会冒頭、そして先ほどの一般質問でも申し上げましたけれども、高知県では、議員ご指摘のとおり、第1波というものは一旦落ち着いた状況となっておりますので、これにつきましては、医療関係者の懸命な対応や、国・県からの自粛要請等に村民の皆さまが、お一人お一人がご協力いただいた結果でありますので、このことにつきましても敬意と感謝を申し上げます。引き続き、次の感染拡大対策、第2波に対しましては、先ほどから申し上げておりますように、気を緩めることなく緊張感を持って対応をしてみたいと思いますが、国のほうからも具体的な方針が示されると思っておりますし、それからいろんな形での給付金でありますとか、そうしたものが配分をされるということになりますので、そうしたものを村の各所に、各分野に有効に第2波対策として活用できるように思っております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
6番、安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

子どもたちの学びの保障についてはよく分かりました。休み中にもいろいろ手を尽くしてくださって、子どもたちのために指導していただいたということが良く分かりました。ただ、今後、まだ積み残しといいですか、残っている内容もあると思いますので、授業時間の確保に加えて、やっぱり学習の遅れた子どもとか、長期休業によって意欲がちょっと失せているとか、そういう子どもたち一人一人への手立てが必要だと思いますので、そういう教育をまたぜひお願いしたいと思います。

それから、暑くなりますので、暑さに加えてコロナの心配ということで、非常に心配も増えてきたわけですが、子どもだけでなく教師の体力とか過労にならないような、そういうふうな配慮も必要かと思えます。最近、マスクによって熱中症ということも出てきていますので、教室の中ではマスクも外しても良い場面もあるということですが、また、次のステップ、心配のステップが始まっていくと思いますので、状況に応じて早めの対応をお願いしたいと思います。

それから、村長のほうでもよく分かりました。ただ、1月1日の状況の新聞記事のことは、しょうがないと私は思います。1月1日には、まだ予測できてなかったのです。謝っていただかなくもいいと思いますけれども、このことでショックを受けた村民たちも、また心のつながりというか、自分たちで頑張らないかんね

という話へも発展していますので、やっぱり、行政に頼るだけではなくて、地域のコミュニティというか、地域の中での団結ということが、今回よく考えられますので、またいろんな方面で協力をしながら頑張っていきたいと思っています。

○ 竹内 英樹 議長
答弁いますか。

○ 安芸友 幸 議員
あれば。

○ 竹内 英樹 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長
安芸友議員の再質問にお答えいたします。まず、学習の遅れた子どもたちでございますが、このコロナに関してだけでなくですね、今年からということじゃないんですが、この遅れた子どもは、放課後にですね、加力学習を行ってまして、そこで少しでも追い付いてもらうという学習を行っています。

マスクについては、確かに外せる場面では外したほうがいいと思いますので、そのようにやっていきたいと思っております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
9番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員
9番、松坂です。通告に従いまして教育長と村長に質問をします。まず最初に、小学校へのスクールバスの導入についてお尋ねをします。来年度小学校1年生になる子どもさんを持つ方から、芸西でもスクールバスはできんろうかという話がありました。近所の小さい子どもさんがいる人もいると言うので、ちょっと聞いてみてということで行ってみましたけども、どちらの人も無いよりは有ったほうがいいぐらいの反応でした。その家の家庭の状況によるのかなという感想を持ちました。小学校に通学方法の決まり事を聞いてみると、自転車通学ができるのは、3年生以上で、小学校で行う自転車検定に合格した児童で、学校から距離のある周辺部の部落を指定しています。その自転車通学区域の1、2年生が通学するには、歩いて通うわけにはいかないの、家の人が自家用車で送迎するという事になっていると思います。それは、それでありだと思いますが、例えば、親の職場が近くにない場合、7時半以降に学校に積んでいくというのが難しいとか、下校の場合は親の勤務時間にとらわれず家に帰ることができる子どもたちもいるのではないかと思います。県の学校安全課に問い合わせると、県下でスクールバスを導入しているのは28市町村、導入の理由は学校の統合や子どもの安全対策ということで、運行形態はいろいろあるようですが、近年増加傾向にあるようです。香南市の夜須小、香我美小では学校から2キロ以上で1から3年生が利用でき、4キロ以上で全学年が利用できるとしています。運行はバス会社に委託し、学校線として数路線を運航し、100人ぐらいの児童に無料の乗車券を配っているとのこと。そういう事例もありますが、教育長は芸西小学校の登下校の状況をどう考えるのか、また当村でのスクールバスの導入を検討することについてどう考えるのかお尋ねしたいと思います。

次に、和食歩道橋交差点の改良についてお尋ねをします。撤退か移転かどうなるのか、大変心配されましたサンシャイン芸西の問題も、前のファミリーマート跡地に残って営業するという事で決着し、来年3月中の移転オープンで準備が進んでいるようで、大変喜んでいるところです。残留のためにご尽力いただきました村長はじめ関係者の皆さんにお礼を申し上げます。しかし、浜西や浜中の高齢者にとっては、その新スーパーに行くためには一つの大きな問題が出てきています。それは、あの交差点には歩道橋があるため、国道を南北に渡るための横断歩道がないという問題が現実にあります。東西方向には、横断歩道もあり、歩行者用信号機もありますが、それはもちろん国道を渡るための物ではありません。国道を渡るために

は、歩道橋を渡ったらえいやないかと言われれば、それはそれまでですが、高齢者にとって、あの階段を上り下りする作業は簡単なことではありません。まして、シルバーカーを押していればなおさらのことです。警察によると、国道を渡っている時歩道橋がなければ、近くの横断歩道まで行って渡ってということらしいですが、今、横断歩道があるのは、ここの役場を下りたつた所と、役場通りの所と現サンシャイン付近にしがなく、本当に警察の言うとおりにするなら、国道を渡するために浜中、浜西の人はかなりの遠回りを強いられることとなります。高齢者にとって、歩道橋を渡れ、あるいは遠回りをしろは、どちらもなかなか簡単に相談に応じれるものではありません。今の交差点に、南北の横断歩道を付けるなど、何か対応策は考えられないものかどうか、村長にお尋ねをします。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

松坂議員のスクールバス導入についての質問にお答えいたします。まず、1点目の小学校低学年の登校の現状でございますが、登下校の方法を調査しました資料がございませんでしたので、どれくらいの児童が徒歩で登下校しているのか把握できておりませんが、僕自身が学校近くの信号付近での交通安全の見守りをしている時に、ランドセルに黄色いカバーを付けているとか名札を付けているなど低学年と思われる児童で、徒歩で通学しているという者が、すごく多いとは感じませんでしたので、登校につきましては、車による通学者が半分ぐらいはいるのではないかと考えます。

2点目の低学年向けにスクールバス導入につきましては、国の補助金が有るか無いか調べてみましたが、基準が、へき地学校で通学距離が小学校で4キロ以上を緩和するための導入でありますとか、学校の統廃合による導入などであれば、補助金があるようでございますが、芸西村はいずれにも該当しないとのことでした。この芸西小学校は、昭和31年の創立以来、地理的に村の真ん中あたりに位置しておりまして、当時から大部分の児童は、2キロから2.5キロ以内の範囲から通学していると思われまます。この徒歩通学することで、脚力・体力の向上でありますとか、自然体感することでの感性の育ちなどメリットがございますし、また、公益性の観点から適正な利用人数を勘案しなければなりませんので、現時点では、スクールバスを導入することは考えておりません。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

松坂議員の交差点改良に関するご質問に担当課よりお答えをいたします。ご質問の交差点は、国道55号と村道と食馬ノ上線の交差点となっております。通行量の多い交差点であります。そのため歩行者の安全を確保するため歩道橋が設置されております。交差点への横断歩道の設置に関しましては、松坂議員より交通安全担当の方にお問い合わせをいただき、昨年、状況のご説明をさせていただいているところであります。そのため、今回の答弁も同様の回答となりますが、改めてご説明をさせていただきます。

横断歩道の設置に関しましては、交通規制の対象であるため警察署の管轄となります。安芸警察署で再度、確認しましたところ、交通規制基準において、歩道橋等の立体横断施設のある場所には原則設置しないと定められているため現状では設置はできないという回答であります。

現実的には、高齢者や歩行に支障がある方など、歩道橋の階段の上り下りが難しい人もいるわけですので、そういった人の対応はどうかと確認しましたところ、議員の申されましたように当該交差点の東西にはあまり遠くない位置に信号機のある横断歩道があるので、少し遠回りにはなりますがそこを利用していただきたいということでありました。

また、自転車に乗って通行する者のために、交差点内には自転車横断帯が設置されておりますので、その部分を歩行者が通ることは可能かと聞きましたが、自転車横断帯は、あくまでも自転車に乗って車両が通行する部分として指定している区域なので、歩行者がその部分を通行することはできないということでありまます。

以上のような状況でありますので、歩行者は基本的には歩道橋を使っただき、高齢者等がどうしても階段を上がれない場合には、近くの横断歩道を利用させていただくということになるものと考えております。高齢の方などには、ご不便をお掛けするところですが、法的な規制や設置基準等が関係する部分であることや、設置の基準につきましては警察署の判断となりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
9 番、松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

再質問をします。まず、スクールバスについてですが、教育長答弁はもろにスクールバスについてのお話でございました。当然のことですけれども、だから私が質問通告にスクールバスと書いた時点で、かなり論点が限定されスクールバスの決まり事の答弁になってしまったということであろうかと思っております。そこが、失敗だったということで。私の思いとしてはですね、今村が運行しているふれあい巡回バスとか、おでかけバスの運用拡大などによって、登下校時に活用できる方法がないかというイメージだったんですけども、もろにスクールバスの規則と基準の中で答弁がされてしまいました。香南市でやっていることも、今思えばスクールバスではないということになるのかなと思っておりますので、村長 2 期目を目指すのであれば、もう少しスクールバスという言葉に限定されず何かそういう方法が考えられないか、ぜひに答弁をしていただきたいと思っております。保護者が送迎するだけではなく、もう一つ何か別の手段があってもいいのではないかというのが私の思いですので、お願いします。

それと、交差点問題ですが、その担当課から聞いた話を踏まえてのことですが、課長答弁は近くの横断歩道に行くということなんですけれども、現実には、今もそうですが、あの横断歩道のない交差点を歩いて渡る人もいるのが現実ですので、それを良しとするかという問題になってくると思います。先ほど、横断歩道設置について、何かの決まり事できないということでしたけれども、けどある面では道に線引つ張ったらいだけの話で、確か原則と言うたね、確かね。一番簡単な方法だと僕は思ったんですよ。内部で何かできる方法を考えてもらえればいいんじゃないかと、何かできないかというのが私の思いです。

それと、これは半分冗談みたいな話で言ってたんですけど、横断歩道と歩道橋が併存というか共存できないのであれば、歩道橋を撤去するという選択肢はないかということなんですけど、ちょっとインターネットとか見ていたら、意外と突拍子もない話でもなくて、そういう事例も全国的には多々あると思います。例えば、インターネットを見て出てくるのは、横断歩道撤去に関する手引き、静岡県道路局平成 26 年というのがあります。その中に、かいつまんで言えば、歩道橋は昭和 30 年代から交通事故対策として全国的に設置されてきたと。しかし、時がたつにつれて、社会情勢の変化から歩道橋を取り巻く多様な課題も生じてきているとしています。その具体的な内容としては、少子高齢化の進行、学校統廃合による通学路の変化、人の流れの変化、バリアフリーという考え方の広がり、そして、当然老朽化に伴う施設の維持管理、そういういろんな取り巻く環境の変化が起こっているの、歩道橋の撤去ということも選択肢の一つだと書いてあります。今、あそこにある歩道橋がある交差点は、55 号線にはそんなに歩道橋でそんなにないですけど、なんであそこにあるのかと思うぐらいの所なんですけど、そんなにね大きな交差点でもないし、学校が近くにあるわけでもないし。当時、なぜできたのかよく分からないという思いをしていますが、歩道橋撤去については、選択肢の一つではないかと思っておりますが、村長の考え、あるいはどっかに相談してもらえないかということをお聞きしたいと思っております。以上です。

○ 竹内 英樹 議長
山本 健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

松坂議員の再質問で、ちょっとふれあい巡回バスのお話しが出ましたので、その部分でお答えさせていただきます。ふれあい巡回バスにつきましては、ふれあいセンターを利用する高齢者などの外出支援を目的に行っておりますので、そちらはご理解をお願いしたいと思います。

○ 竹内 英樹 議長
恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長

松坂議員のほうからお話がありました、おでかけバスの運行につきまして現状をお話しをさせていただきたいと思えます。すみません、失礼しました。おでかけバスの主たる目的はですね、地域住民の買い物の外出支援を目的とした定時定路線運行をしております、陸運支局の認可を受けて運行をしておりますのでございまして、ごめん・なはり線への乗り継ぎとか、スーパーの買い物時間の待ち時間とか、なかなかダイヤの改正を伴うことですので、直ちにスクールバスへ対応は難しいものと考えられます。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

松坂議員の交差点改良に関する再質問についてお答えをさせていただきます。まず、横断歩道の設置について、その道路に線を引く作業なので簡単な作業じゃないかということですが、先ほど申しましたように横断歩道の設置に関しましては、警察署の管轄になります。横断歩道の設置、あるいは信号の設置など交通規制に関わる要望につきましては、歩行者や通行車両などの安全性の確保を目的としたことが大半を占めるものであります。現在、この交差点には歩道橋がありますので、歩行者は安全に国道を渡ることが現在ではできます。仮に、横断歩道の設置要望を村が行いまして設置されたとした場合に、歩道橋を利用する人は大幅に減るものと思われれます。今まで、歩道橋を渡ってきた人が階段を上るのが面倒だからという理由で、横断歩道を渡るという結果になります。現在の交差点の状況を見ても、朝のラッシュ時などは南側から道幅の狭い所に自動車が続いて停車してありまして、通行量も非常に多い状況となっております。その中で、歩行者が国道を渡ることになれば、交通事故の危険性を大きく高めることとなります。これは、朝のラッシュ時に限ったことではなく、日中も含めて横断歩道を渡る歩行者が事故に巻き込まれるリスクを高めてしまうという結果になります。このように、危険性が高まることを村として要望するべきかということ、そこは安全性を最優先に考えるべきではないかということですし、交通規制や基準から外れる要望となるので、適切ではないのではないかと考えております。

それから、歩道橋撤去に関する協議の結果経過がありますので、ご説明をさせていただきます。国道の歩道橋の管理は、土佐国道事務所となりますので、和食の歩道橋について確認しますと、昭和45年に建設されております。詳細な経過は不明ですが、現在の国道が旧道のバイパスとして昭和42年頃に整備されたようですので、完成後に新しい国道の通行量が増えて、国道を渡る歩行者の安全を確保するために整備されたものと考えられます。歩道橋の撤去に関しましては、高規格道路和食中地区の対策協議会の話し合いの中で、交差点北側の村道の拡幅要望がありまして、歩道橋の撤去を要望して道を広げる案も検討されました。しかし、協議を進める中で歩行者の安全のためにある設備を撤去して、その後に歩行者を巻き込んだ重大事故が発生した場合の責任問題も心配されるということでそのままになり、歩道橋を残した形で、現在の形で道路の拡幅を行った経過があります。また、歩道橋を含む道路施設につきましては、定期的な点検が義務付けられてありまして、必要に応じて補修等を行っております。土佐国道事務所におきましても点検の結果、当面更新の予定もないということですので、北側村道の拡幅工事も完了しており、村からの撤去の要望は難しいのではないかと考えております。以上でございます。

○ 竹内 英樹 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員からの再質問にお答えをいたします。スクールバスにつきましては、スクールバスという観点か

らは教育長がお答えを申し上げたとおりでございまして、他の運行形態のバスにつきましても、なかなか難しいというふうなお答えではありましたが、難しいと言いましても議論の扉を閉ざすというふうなわけではございませんので、今後も協議はしてもいきたいと思っておりますけれども、なかなかそれぞれの村、町によりまして、この住居の形態が違いますので、芸西村のように非常にコンパクトにまとまった所の中で、そうしたものを運行するとすると、台数の問題でありますとか、いろんな便数の問題も含めると費用対効果の面からは非常にハードルが高い話になるのではないかと、財政的な問題も含めまして考えますと、そういうふうになるのではないかとというふうには思っておりますけれども、我々としましても今後も他の自治体の運行事例などは研究をしていきたいというふうには考えております。

それから、まず歩道橋、和食の歩道橋の交差点の改良について、ご質問いただいております、まず歩道橋というのは正式には、横断歩道橋という名称で、文字どおり橋の形をしている横断歩道ということですので、歩道橋そのものが横断歩道であるというふうな解釈であります。従いまして、国道交差点の形状につきましては、所管である国交省や警察署の判断によりますので、ご質問に対しましては実務的には担当課長が答弁をしたとおりでございまして。

現在、全国に歩道橋と言うのは1万1000から1万2000、1万1500何十件かが設置されているというふうな把握をしておりますけれども、その大半は、議員ご指摘のように高度成長期のいわゆる交通戦争と言われた一番日本で交通事故が多かった時期に設置、造られた物がほとんどであるというふうな把握をしております。ご指摘の和食の現場ですが、東西の国道は直線ではありますものの、緩やかな坂道の頂上になっておまして、非常に見通しが悪いです。見通しが悪く、国道の開通当初は、私も家が近くにありますが、事故が本当に頻発をしておまして、大変死亡事故もだいぶありました。私事ではありますけれども、この歩道橋が造られた本当に当時に、現場で起きた交通事故によりまして、母親が命を落としておりますので、以後交通安全の大切さと複雑な思いを持って、この交差点を通行をまいりました。この歩道橋ですが、全国的には、議員がおっしゃるように撤去の動きがあるということも承知をしております。現行の交通法規からしますと、先ほど課長が答弁した内容となりますけれども、造られてから50年程度がもう経過をしておりますので、現在は高齢者社会を迎えておまして、いわゆるバリアフリーが提唱される一方で、歩道橋そのものが高齢者にとってはバリアとなりつつあるというふうなのが議論の中心だというふうな伺っております。確かに、和食の現場におきまして、路面に作られた横断歩道を渡るようになりますと交通事故のリスクは格段に高くなりますので、慎重に議論をすべきだとは思いますが、将来的には撤去の選択肢も含めた議論も必要になってくるのではないかなというふうには個人的には今感じております。また、全国的には歩道橋を撤去せずに、路面に横断歩道が新たにつくられた事例も何例もございまして。この点につきまして実際にお聞きしますと、現場の形状とか交通量、歩行者数などの各種のデータとか地域の意向、また他のいろんなデータに基づいて総合的な検討が何年も行われたというふうな聞いておりますので、階段の上り下りしなければならない高齢者に対する配慮というものは、当然これからさらに必要になってくると思っておりますけれども、合わせまして路面に横断歩道に設置しますと、交通事故、人命に関わる問題も出てまいりますので、今後村としましても、関係機関などからご意見をお伺いしながら研究をさせていただきたいというふうな考えております。以上でございまして。

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[10:49 散会]